

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月15日 20時00分ごろ
発生場所	石川県七尾市観音埼西方沖 能登観音埼灯台から真方位287° 1,000m付近 (概位 北緯37° 06.5′ 東経137° 02.8′)
事故の概要	漁船第12徳漁丸 <sup>とくりょう</sup> は、西南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第12徳漁丸、19.93トン TY2-1356（漁船登録番号）、個人所有 第244-14796号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか6人（日本国籍4人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、法定灯火を表示し、機関修理に伴い回航する目的で七尾市七尾港に向けて七尾湾を西進していた。 船長は、‘七尾南湾入口の水路’（以下「本件水路」という。）の北側に定置網が設置されていたのを思い出したので、本件水路の南側を陸地から約250m離して約6ノットの対地速力で西南西進中、船底部に衝撃を感じ、本船が浅瀬に乗り揚げたことを知った。 本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約1.8mであった。 本件水路の南側は、陸岸から約400m沖まで浅瀬が拡張していた。 船長は、本件水路の南側に浅瀬が拡張していることを知らなかった。
分析	本船は、本件水路を経由して七尾港に入航する際、船長が本件水路の南側に浅瀬が拡張していることを知らなかったことから、本件水路の南寄り航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件水路を経由して七尾港に入航する際、船長が本件水路の南側に浅瀬が拡張していることを知らなかったため、本件水路の南寄り航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

.	られる。 ・ 船内に航行予定海域の水路図誌等を備え、事前に水路調査を十分に 行うこと。
---	---